

【公開資料】

第8回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日（火曜日）午後2時から2時15分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席10名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	市古昭子	原田孝司
	黒田実	長谷部実	藤浦利吉
	近藤正孝	金子さか江	三島孝二
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	藤関弘之	永井是充
	新美康弘	金原節子	加藤浩孝
	下島良一	杉浦孝明	磯貝孝弘
4. 欠席委員 山中力四郎
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選定について
 - 第2（1）議案について (31件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件	1件
議案第2号 農用地利用集積計画の件	30件
 - （2）報告事項について (18件)

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	7件
報告第2号 農地法第18条第6号の規定による届出の件	7件

追加報告

報告第3号 生産緑地あっせん願の件	2件
報告第4号 生産緑地あっせん不成立の件	2件
6. 事務局・説明員

局 長	生田和重	次 長	牧 勝彦	課長補佐	小林圭介
担当係長	松井佑未子				

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより「第8回 碧南市農業委員会」を開会します。
まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。3番委員から欠席の届出がありました。よって本日の出席委員は農業委員10名・推進委員9名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 それでは、8番委員、9番委員にお願いします。

会長 次に日程第2の議事に入ります。議案第1号、「農地法3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。
受付番号454番〇〇町〇丁目〇番、現況畑、〇〇㎡につきまして××町×丁目×番地 □□□□さんから□□町□丁目□番地 ▲▲▲さんへ所有権移転の許可申請です。
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、市街化区域の農地です。
対価は、◎◎◎◎円、坪単価は約◎◎円です。
農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、
第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が□□㎡、畑が〇〇㎡の計△△△㎡、借入地は畑の▲▲㎡の合計×××㎡です。
農作業に従事する者は、農作業歴44年の▲▲さんと、72年の父、30年の妻の計3名です。
通作距離は、車で1分となっております。
第4号関係の、農作業従事日数は、▲▲さんと妻が300日、父が250日です。
第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、農薬の使用方法の違いによる耕作の支障はなく、周辺農地の耕作者と協調していきます、とのこと。
以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。
2月7日に、8番委員、16番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
なお申請地は棚尾地区ですが、事務局が旭地区と勘違いしたため、旭地区の委員に現場確認をお願いしてしまいました。
地図は、27ページにあります。
以上です。

会 長 ありがとうございました。

 只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。8番委員をお願いします。

8番委員 こちらの土地ですが前にハウスがあり、その奥にあるため▲▲さんしか通れないような土地です。草生えも多少あるものの定期的にかっているため問題ないかと思ひます。以上です。

会 長 ありがとうございました。次に16番委員をお願いします。

16番委員 草に関しても定期的にかったりするなどきちんと管理されているため問題ないかと思ひます。以上です。

会 長 ありがとうございました。

 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

 議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 （「異議無し」の声）

会 長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に、議案第2号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。

 議案第2号、農用地利用集積計画の件についてです。

 こちらは、一覧表にて説明します。

 相対による賃借権設定は、合計件数19件、合計面積33,944㎡です。内訳は、畑33,944㎡です。

 続きまして、所有権移転は、合計件数3件、合計面積10,666㎡です。内訳は、田4,135㎡、で畑6,531㎡です。

 所有権移転についてですが、13ページの 受付番号474番 については大浜地区の18番委員と棚尾地区の14番委員が、受付番号475番 については旭地区の13番委員と16番委員が、受付番号476番 については西端地区の会長と19番委員が、あつせん委員となり、農業経営基盤強化促進法による利用集積の売買に至ったものです。

 続きまして、愛知県農業振興基金への転貸による賃借権設定です。こちらは、農地中間管理事業によって、農地の出し手から公益財団法人愛知県農業振興基金へ利用権の設定を行うものです。

 合計件数8件、合計面積28,147㎡です。内訳は、田28,147㎡です。

 以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

 第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である

 イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

 ロ、耕作等に必要なる農作業に常時従事すると認められること。

 の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長 ありがとうございました。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

7番委員の案件を先決します。

会 長 7番委員の案件は、受付番号457番、458番、459番、461番、462番、464番、465番、466番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、7番委員関連の受付番号457番はじめ8件は、原案のとおり決定しました。

会 長 続きまして、14番委員の案件を先決します。

14番委員の案件は、受付番号467番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

14番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、14番委員関連の受付番号467番は、原案のとおり決定しました。

会 長 続きまして、6番委員の案件を先決します。

6番委員の案件は、受付番号468番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

6番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、6番委員関連の受付番号468番は、原案のとおり決定しました。

会 長 続きまして、15番委員の案件を先決します。

15番委員の案件は、受付番号473番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

15番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、15番委員関連の受付番号473番は、原案のとおり決定しました。

会 長 続きまして、19番委員の案件を先決します。

19番委員の案件は、受付番号482番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

19番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

- 会 長 異議もございませんので、19番委員関連の受付番号482番は、原案のとおり決定しました。
- 会 長 続きまして、5番委員の案件を先決します。
こちらには私の関連案件も含まれますので、進行を副会長にお願いしたいと思います。
副会長 よろしくお願ひします。
- 副会長 5番委員の案件は、受付番号478番、479番、480番、481番、483番、484番です。このうち、会長の関連案件は、受付番号478番及び483番です。
副会長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
副会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
副会長 会長及び5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 会 長 異議もございませんので、会長及び5番委員関連の受付番号番478始め6件は原案のとおり決定しました。
副会長 それでは、進行を会長にお返しいたします。
- 会 長 副会長ありがとうございました。
先決18件を除く12件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
副会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。
- | | | |
|-------|------------------------|----|
| 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 | 7件 |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6号の規定による通知の件 | 7件 |
| 追加報告 | | |
| 報告第3号 | 生産緑地あっせん願の件 | 2件 |
| 報告第4号 | 生産緑地あっせん不成立の件 | 2件 |
- 合計18件、一括報告してください。
- 事務局 (報告)
- 会 長 ありがとうございます。
只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 会 長 それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
- 会 長 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
- 会 長 無いようですので以上をもちまして、第8回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後2時15分閉会～